

厚岸町条例第33号

町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月30日

厚岸町長 若狭 靖

町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

町税条例等の一部を改正する条例（平成27年厚岸町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち町税条例第34条第2項各号の改正規定中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

第1条のうち町税条例第131条の3第2項第1号の改正規定中「個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「同条第15項」を「番号法第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。